

# 1月の専門相談員による無料相談会のご案内

**【法律相談】** 事前にお電話でご連絡いただき日程や時間等を調整します。

(※なお、相談内容は事業に関する事に限らせていただきます)

【相談員】 弁護士 (当所専門相談員)

**【金融相談】** 1月10日(火) 午前10時～正午

【相談員】 日本政策金融公庫高松支店 国民生活事業 担当者

**【税務・経理相談】**

1月16日(月)・23日(月)・30日(月)

午後1時～午後3時

【相談員】 四国税理士会丸亀支部 所属税理士

**【経営相談】** 事前にお電話でご連絡いただき日程や時間等を調整します。

【相談員】 中小企業診断士 (当所専門相談員)

**【知的財産・技術相談】**

1月5日(木) 午前9時30分～午後3時30分

※事前にお電話でご連絡いただき時間を調整します。

【相談員】 香川県知的所有権センターアドバイザー他

**【年金相談】** 1月12日(木)

午前10時～午後3時 (当会議所)

【相談員】 年金アドバイザー

(お問い合わせ・申込先) 丸亀商工会議所 TEL 22-2371

(開催場所) 丸亀商工会議所及び丸亀商工会議所会館内

(※税務・経理相談は当会館1階 四国税理士会 丸亀支部、法律相談は当会館1階 丸亀大手町法律事務所です実施します)

## 年末調整事務個別相談会のご案内



日時	平成29年1月10日(火) 午前10時～午後4時 ※ただし、正午から午後1時までは休ませていただきます。
場所	丸亀商工会議所 3階 第1会議室 相談員 四国税理士会 丸亀支部 所属税理士
持参品	現金出納帳、一人別源泉徴収簿、納付書(平成28年7月)、 有給従業員・専従者の各種控除証明書、保険料控除申告書、印鑑等

## 雇用保険の適用拡大について

[平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります]

■平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

【例①】平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

【例②】平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

【例③】平成28年12月末時点で高齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

厚生労働省  
からの  
お知らせ

丸亀市内の一般家庭ゴミの収集を行っています

**丸亀シーサービス協同組合**  
Marugame City Service Cooperative Association

市民のゴミ・企業のゴミ  
ごみ処理のご相談は何でも  
**TEL (0877) 22-6604**

丸亀市民の良質なサービスのために

<http://www.concitics.net>  
丸亀市土器町東6丁目393番地

ガス長年ロングランサービス

**ほしよさん**

いつもの暮らしを、いちばんに。

**四国ガス**

丸亀支店：丸亀市昭和町105番地  
TEL 0877(22)2301  
<http://www.shikoku-gas.co.jp/>

**あいおいニッセイ同和損保**  
MS&AD INSURANCE GROUP

**TOUGH**

タフな安心を、あなたに。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
高松支店高松第二支社  
〒760-0008 香川県高松市中野町 29-5  
TEL:087-835-2161

※お気軽にお問い合わせください  
ご贈答/お中元/各種コンペ/内祝/お土産

**きじょうあん**  
おまかせの電球屋

本社  
株式会社 讃匠  
香川県綾歌郡宇多津町浜三丁目37-4  
**0120-45-2860**

丸亀売店  
丸亀市城東町2-10-17  
**0877-22-6856**

損保ジャパン日本興亜

安心のために できることのすべてを

損保ジャパンと日本興亜損保は2014年9月1日に合併し、  
新会社「損保ジャパン日本興亜」としてスタートいたしました。

損保ジャパン日本興亜、誕生。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 高松支店 丸亀支店  
〒763-0001 香川県丸亀市尾張町209 TEL:0877(23)0086 <http://www.jpnc.co.jp/>